

拙編著『スウェーデン法律用語辞典』（2007、中央大学出版部）における誤記・誤植の訂正について

萩原金美

拙編著『スウェーデン法律用語辞典』（2007、中央大学出版部）について、刊行後に多数の誤記・誤植が見つかった。いうまでもなく辞書の生命は正確さにあるから、薄氷を踏む思いで万全を期したつもりであるが、生来の注意力の不足に加えて老化による視力の低下などが災いし、このように無様な失態を招いてしまった。読者各位に対して心からお詫び申し上げる次第である。本書の重刷・再版はまず望めずその際の訂正は無理だし、他に誤記・誤植をお知らせする適切な方法も見当たらないので、本誌上に掲載させていただくことにした。これによって少なくとも大学関係の方方にはお伝えできるだろうからである。見出語の表記については四箇所にとどまったことがせめてもの慰めである。

誤記・誤植の訂正の大部分は、元編集者で語学の達人の横井忠夫氏（名著『誤訳悪訳の病理〔新装第1版〕』（1991、東洋書店）などの著者）のご教示による。また、スウェーデン刑事法の権威の坂田仁博士からもご教示を得た。記して深謝の意を表する。

（顧みて他をいう自己弁護の言ととられるかも知れないが、本書の凡例1に挙げた *Juridikens termer* に誤植が一つ存在することを発見した。119頁の見出語 *Missbruk av larmanordning* の項の末行の *alarm* — 正しくは *larm* — である。4名の代表的法学者によって編纂され、ほとんど全ての法律家、法学生によって多年利用されてきたこの辞書さえも誤植から無菌ではないことを知ってひそかに自責の念をやや癒している — 我ながら卑小な心情と憐れみつつ。）

## スウェーデン法律用語辞典 正誤表

頁	行	誤	正
iii	- 4	Förvaltningsprocessrättens	Förvaltningsprocessrättens
v	3	Stcokholm	Stockholm
vi	- 10	2 uppl	2 uppl.
xii	6	götalagar (…)*	götalagar (…)
		svealagar (…)*	svealagar (…)
xiii	15	1739年	1734年
	16	1976年	1776年
xv	4	Svenska	Svensk
xvi	- 11	スウェーデン訳注スウェーデン	訳注スウェーデン
20	13	äktenskapsbalak	äktenskapsbalk
35	14	normerande	normerade
44	10	uplösande	upplösande
88	- 2	handläggning	handläggning
93	- 8	jordabalk	jordabalken
127	- 14	lagtolking e…	lagtolkning e…
	- 13	lagtolking ex…	lagtolkning ex…
		analogisk lagtolkning	analogisk lagtolkning
139	- 10	Tnvandrarverket	Invandrarverket
167	- 10	grtipande	gripande
214	14	marshal	martial
247	10	…と思う。〕〕	…と思う。〕
249	13	3条	5条
251	15	aktenskapshinder	äktenskapshinder
257	2	Petri Olavus	Petri, Olavus
258	9	lagar	Lagar

頁	行	誤	正
258	12	1897年	1887年
259	15	skandinavische	skandinavische
260	14	大田知行	太田知行
267	-12	inclusion terms	inclusion of terms
267	-1	Swedish law;	Swedish law:
268	5	hundreds times	hundreds of times
270	4	fectors	factors
277	-10	Förvaltningsprocessrätens	Förvaltningsprocessrättens

(マイナス符号の頁、例えば-4は、下から4行目を意味する。)